

独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和五年法律第五十号）の施行に伴い、独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）について所要の規定の整理を行うものとする。

（本則関係）

第二 この政令は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年十二月十三日）から施行するものとする。

（附則関係）